

順位	氏名（議席）	発言の要旨
10	佐藤 菊乃（5）	<p>1. 富士市子どもの権利条例に関する取組について</p> <p>本市では、令和4年4月に静岡県内初となる富士市子どもの権利条例を施行した。これは、国のこども基本法が令和5年4月施行のため、全国的に見ても先進的な取組であったと考える。</p> <p>本年5月17日には、本市の消防防災庁舎3階及び7階大会議室にて、こどもの声を聴くをメインテーマに、子どもの権利フォーラム2026が行われ、来場者323名及び運営スタッフ、出展者、ボランティア130名、合計453名の参加があった。</p> <p>当日行われた、静岡大学人文社会学部白井千晶教授による運営スタッフ事前研修、及び、川西市オンブズパーソンでもある佛教大学社会福祉学部長瀬正子准教授による基調講演を通して学びを深めることができたことは、大変有意義であったといえる。</p> <p>しかしながら、実施後アンケートには、多岐にわたり実に示唆に富んだ多くの声が寄せられ、その回答を見ると、こどもの権利についての市民やこどもたちへの認知度はまだ低いと言わざるを得ない。</p> <p>そこで、本フォーラムを通して浮き彫りになった本市が抱える課題について、こどもの声を聴くという観点から、以下伺う。</p> <p>(1) 本市における子どもの権利条例の位置づけと効果をどう捉えているか。</p> <p>(2) こどもの権利についての啓発活動と今後の展開について伺う。</p> <p>(3) 本フォーラムに参加したこどもたちの中には、こどもの権利について知らなかった、考えたことがなかったと回答するこどもがいたが、教育委員会では、こどもの権利を周知するためにどのような機会を設け、どのように取り扱っているのか。</p> <p>(4) 本市の子どもの権利条例第3条の中にある、安全に過ごせる権利と発言できる権利は、学校において最も身近な権利であると考えているが、本市の小中学校では、この2つの権利をどう捉えているか。</p> <p>(5) 小中学校の教員は、こどもの権利について、どのように学んでいるか。</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨
1 1	杉山 幸宏（2）	<p>1. 中学校部活動の地域連携・地域展開の本格実施に向けた課題と今後の展望について</p> <p>少子化の急速な進行は、富士市の中学校教育においても深刻な影響を与えています。</p> <p>かつて中学校の部活動は、異年齢との交流や人間関係の構築を通じて生徒の自己肯定感を高める場として大きな教育的意義を担ってきましたが、今日では、単独校でチームを編成できない、顧問を配置できずに廃止せざるを得ない、設置できる種目が減少するといった状況が現実のものとなっています。</p> <p>令和6年10月に市が実施した、学校部活動や地域でのクラブ活動における意識調査では、在籍する学校に一番取り組みたい部活動がないと感じる生徒が増加傾向にあり、部活動以外の教室・クラブで活動している生徒や何も活動していない生徒も増えていることが明らかになりました。</p> <p>また、バドミントンやダンス、ピアノ、パソコンなど、現在の部活動にない種目に取り組みたいという生徒が多数存在することも示されており、生徒のニーズと部活動の実態との間には大きなミスマッチが生じています。</p> <p>教員の働き方という観点からも部活動は看過できない問題です。週休日の勤務や平日の時間外勤務の大きな要因となっているほか、令和6年度の静岡県運動部活動実態調査によれば、富士市において担当する運動部活動の種目経験がある教職員はわずか49.16%にとどまり、半数が全く経験のない種目を指導せざるを得ない状況にあります。</p> <p>こうした背景の下、国は令和7年12月に部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインを策定し、令和8年度から令和13年度までを改革実行期間と定め、休日については原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す方針を示しました。</p> <p>これを受け、富士市においても令和8年3月に富士市部活動地域連携・地域展開推進に関する基本方針を策定し、令和8年8月以降、野球、サッカー、剣道の3種目を皮切りに、認定地域クラブとしての活動をいよいよスタートさせることとなりました。</p> <p>さらに、空道、アルティメット、和太鼓、Kポップダンスなど、これまでの部活動にはなかった新たな種目・活動の認定も予定されており、生徒の多様なニーズに応える新しい環境整備が着実に動き始めています。</p> <p>一方で、参加費の保護者負担、複数エリアにまたがる移動手段の確保、指導者の質と量の確保、まだ地域展開の見通しが立っていない種目への対応など、解決すべき課題も少なくありません。</p> <p>改革実行期間の初年度に当たる令和8年度の取組の現状と今後の展開について、以下4点を伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和8年度認定地域クラブの立ち上げ状況と今後の地域展開の見通しについて</li> <li>(2) 指導者の確保・育成とサポーター制度の整備について</li> <li>(3) 参加生徒の移動手段の確保と安全対策について</li> <li>(4) 認定地域クラブの大会参加について</li> </ol>

順位	氏名（議席）	発言の要旨
12	小池 智明（26）	<p>1. ふるさと納税を活用した紙のまち富士市振興策の展開について</p> <p>富士市は誰もが認める紙のまちであるとともに、その進化の先としてCNFのまちの創造にも取り組んでいる。</p> <p>市内には47社・52工場（令和7年1月現在）の紙パルプ生産企業が立地し、さらにそれを支える製紙機械、紙加工、化学薬品、運送等の製紙関連産業が裾野を広く展開し、営業しており、家庭紙（トイレトペーパー、ティッシュペーパー、ペーパータオル等）は全国生産量の30%強を占めている。</p> <p>しかしながら、近年では、中国等から不当廉売の疑いがある安い家庭紙の輸入が増加しており、本年3月には日本家庭紙工業会等が、家庭紙を守る会自由民主党議員連盟に対し、国内製品保護を目的とした輸入規制施策の整備を早急に行うよう要望書を提出するなど、これまでにないような課題も顕在化してきている。</p> <p>一方、ふるさと納税に目を向けると、富士市へのふるさと納税額はこの数年増加が著しく、令和7年度には100億円を突破し、その大半は返礼品としてトイレトペーパーを求める方々による寄附だったと聞いている。</p> <p>こうした中、ふるさと納税を活用した紙のまち富士市振興策を展開していくべきとの考えから、以下質問する。</p> <p>(1) 富士市の製紙産業の特徴と課題をどう捉えているか。</p> <p>(2) 富士市へのふるさと納税について</p> <p>① 富士市へのふるさと納税額、全国順位及び希望する返礼品の推移はどうか。</p> <p>② 富士市へのふるさと納税額から、経費と富士市民の他市へのふるさと納税額を差し引いた、いわゆる「真水分」としての寄附額の推移はどうか。</p> <p>③ 令和6年度ふるさと納税による寄附金の使途の内訳と代表的な事業は何か。</p> <p>④ さらなるふるさと納税額の増加に向けた取組と課題をどう考えているか。</p> <p>(3) ふるさと納税を活用した紙のまち富士市振興策の展開について</p> <p>① 「真水分」を財源に、ふるさと納税の人気返礼品であるトイレトペーパー等の紙製品を生産する製紙産業振興や、紙のまち富士市の情報発信に活用すべきと考えるがどうか。</p> <p>② 具体的な方策の基本として、「真水分」の一部を財源とする（仮称）紙のまち富士市振興基金の創設と、定期的な積立てに取り組む考えはないか。</p> <p>③ 基金等を財源とする中で、基金活用のための市と製紙業界との協議の場を設置する考えはないか。</p> <p>④ 製紙業界との協議を踏まえ、具体的な製紙産業振興策として、例えば、県工業用水使用料、電気料金及び人材（DX推進、製紙現場）確保・育成経費の補助や、マーケティング（販売戦略）アドバイザーの派遣等に取り組む考えはないか。</p> <p>⑤ 改めて紙のまち富士市の歴史を振り返り整理した上で、それを踏まえたストーリー性のある情報発信等に取り組む考えはないか。</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨
13	藤田 哲哉（27）	<p>1. 地区まちづくりセンターの指定管理者制度移行に伴う本庁との情報連携の強化について</p> <p>現在、本市では26の地区まちづくりセンターにおいて、従来の市直営から各地区まちづくり協議会による指定管理者制度への移行が、手挙げ方式で段階的に進められています。これは、地域が自らの手で地域の課題解決に向け取り組む、いわゆる多機能型小規模自治組織を運営する上で大変意義深いものです。</p> <p>しかしながら、市が後援するイベントに対する、まちづくりセンターへの情報共有に課題が生じている事例が見受けられます。そこで、以下伺います。</p> <p>(1) 市が後援しているイベントについての問合せが頻繁に寄せられますが、現在の本市のシステムでは、後援を承認した各課から、まちづくりセンターに対して、その情報が直接届く仕組みがありません。また、市全体として後援情報を一元管理・統括している部署もないため、現場のセンタースタッフは市が後援しているらしいが、どの課が担当なのか、どのような趣旨で承認されたのかが分からず、住民対応や主催者との連携に苦慮している状況です。そこで、市が後援するイベント等についてセンターにその情報が届いていない状況をどのように認識しているのか伺います。</p> <p>(2) 月に一度開催されているセンター長会議をハブとして、市で承認した後援イベント一覧を担当課名付きのデータで事前に各センターへ共有・配布する仕組みを構築できないか伺います。</p> <p>2. 自主運行バスの継続について</p> <p>自主運行バスは、市民の移動の権利を保障する重要な生活の足として運用されています。しかし、その中には、地域の多大な御理解と御協力、いわゆる行政との約束として運行が開始され、今日まで維持されてきた歴史的経緯を持つ路線が存在します。当時の地域住民の皆様の苦渋の決断と、本市行政への御貢献に対しては、深く敬意と感謝を表すものであります。</p> <p>しかしながら、社会情勢の変化等により、運行実態は極めて厳しい状態に陥っています。要望を行った当時の地区代表の方々の思いと住民の実際のニーズとの間にずれが生じてしまったと言わざるを得ません。この事態に対し、「収支が悪いから」という理由だけで市が一方的に路線の減便や廃止を通告することは、過去の信頼関係を根底から覆すものであり、決して許されるものではありません。</p> <p>一方で、この状況のままバスを走らせ続けることは、市民の貴重な税金の使途として、説明責任を果たしているとは言い難い状況にあります。</p> <p>今、本市に求められているのは、単なる事業の縮小・廃止ではなく、住民の移動手段を未来へ向けて守るためのアップデートであります。そのためには、地区住民に対しバスに乗って支えるという精神論で迫るのではなく、また、「どうしたいか」を丸投げするのではなく、市行政がイニシアチブと共感をもって、モビリティ・マネジメントを住民の皆さんと共に実施すべきと考えます。住民とのワークショップ等の場を通じて、住民自らが自分たちの生活に合った移動手段を選択し、ブラッシュアップしていけるような合意形成プロセスを踏むべきではないでしょうか。そこで、以下伺います。</p> <p>(1) 現在の運行実績及び収支に対する市当局の評価について伺います。</p> <p>(2) 他のバス事業の廃止時に利用者が感じた見捨てられた感を回避するため、どのようなアプローチをお考えか伺います。</p>

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨
13	藤田 哲哉（27）	(3) 住民に丸投げするのではなく、市行政が具体的な案を提示した上で、ワークショップ等を活用して住民の当事者意識を醸成しながら、実効性の高いモビリティ・マネジメントを実施する考えについて伺います。

順位	氏名（議席）	発言の要旨
14	小池 義治（15）	<p>1. 公費を使ったインターネット有料広告の在り方について</p> <p>インターネット検索時やSNS閲覧時に表示されるインターネット有料広告は、移住検討者や子育て世代など対象を絞って必要な人へ情報を届けることができ、また、紙媒体に目を通す習慣のない層にも周知できることから、有効な広報手段の一つである。</p> <p>一方、インターネット有料広告は比較的少額から実施でき、申込み後速やかに配信を開始できる利便性がある反面、公費を投入する以上、その目的や成果を明確にし、適切な効果測定を行うことが求められる。</p> <p>移住定住の促進やふるさと納税の増加につながるシティプロモーション、市民生活に必要な行政情報の周知など、行政がインターネット有料広告を活用する意義は理解できる。その一方で、単発の事業やイベントの周知を目的としたインターネット有料広告については、税金の使途としての妥当性や費用対効果について、より丁寧な検証が必要と考える。</p> <p>実際に、令和8年6月第1週には、6月7日開催のミュージカル「市制60周年記念公演 おばドルゆみこ富士市編（主催：富士市・公益財団法人富士市文化振興財団）」の広告がInstagram上で繰り返し表示されていた。公費を活用したインターネット有料広告の在り方を考える上で、一つの事例として取り上げ、以下質問する。</p> <p>(1) 本市では、どのような事業や施策を対象としてインターネット有料広告を活用しているか。また、その実施に当たっての基準や考え方はあるか。</p> <p>(2) 民間企業では、広告費に対する売上げや利益などを測定することが一般的である。本市では、インターネット有料広告の成果について、どのような指標を用いて効果測定を行っているか。</p> <p>(3) 6月7日開催の「市制60周年記念公演 おばドルゆみこ富士市編」について</p> <p>① 当該事業について、共催である富士市文化振興財団分を含め、総額でどれほどの公費が投入されたか。</p> <p>② 当該公演のチケット販売はどのように推移し、最終的な販売率はどれほどであったか。</p> <p>③ 当該インターネット有料広告にはどれほどの費用が投入され、どのような決裁過程を経て実施されたか。</p> <p>2. 「金利のある世界」を見据えた本市の財政戦略について</p> <p>我が国の経済は大きな転換点を迎えている。日本銀行の金融政策転換により、長く続いた超低金利・デフレ環境は終わり、「金利のある世界」「インフレの世界」へ移行しつつある。</p> <p>これまで自治体財政は極めて低い金利環境に支えられてきたが、近年は長期金利の上昇と物価高騰が続いており、従来的前提に立った財政運営の見直しが求められている。今後も持続可能な行政サービスを維持していくためには、金利上昇と物価上昇を前提とした新たな財政戦略が必要であると考え、以下質問する。</p> <p>(1) 金利上昇は将来的な公債費の増加につながり、一般財源を圧迫する可能性があることから、負債のコントロールが重要になると考える。</p> <p>① 昨今の金利上昇が、市債発行や公債費に与える中長期的な影響をどのように見込んでいるか。</p> <p>② 金利上昇による財政負担の増加に備え、本市独自に市債発行額や公債</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨
14	小池 義治（15）	<p>費に関するキャップ（上限ルール）を設ける考えはあるか。</p> <p>(2) 本市には財政調整基金など100億円を超える基金があるが、その多くは現金預金で保有されている。基金の運用方針については、5月26日の総務市民委員会協議会（勉強会）で説明があったが、インフレ率を下回る運用が続けば、実質的な資産価値は目減りしていくことになる。</p> <p>① 現在の基金運用利回りとインフレ率との差について、どのように認識しているか。</p> <p>② 「金利のある世界」「インフレの世界」の到来を踏まえ、基金の運用方針について見直しを検討する考えはあるか。</p> <p>(3) 本市では近年、家庭紙を返礼品としたふるさと納税寄附金が好調であり、財政運営に一定のゆとりをもたらしている。一方で、ふるさと納税制度は国の制度設計やルール変更の影響を受けやすく、恒常的な財源として依存することにはリスクも伴う。そこで、ふるさと納税寄附金の一部について、一定期間（10年程度）基金として積み立てた上で運用し、その運用益を活用しながら、将来的には計画的な取崩しを行いプラスアルファの行政サービスに使用する、果実運用型基金の活用について検討してはどうか。</p>